

情 個 審 第 5 4 号

平成 2 4 年 3 月 2 9 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定等に対する異議申立てについて（答申）

平成 2 2 年 2 月 2 6 日付け監諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「不適正経理の調査に関する文書」不開示決定等に係る異議申立事案

(情報公開諮問第 1 5 0 号)

(情報公開答申第 1 2 9 号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示又は部分開示の各決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

- (1) 平成21年10月27日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次の内容の行政文書（以下「請求対象1」という。）の開示を請求した。

平成21年不適正経理に関する全庁調査報告書の各所属需用費における県支出証拠書及び事業者から出させた得意先元帳等一切の資料

- (2) 次に、平成21年11月25日、異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対して、次の内容の行政文書（以下「請求対象2」という。）の開示を請求した。

茨城県「不正経理に関する全庁調査報告書」について

① 土木部と農林水産部に係る

支出負担行為決議票，支出票，会計事務担当者聴き取り調査票，物品出納管理通知票，備品台帳，物品出納カード

② 「預け金」に係る各部局で作成した集計表

2 実施機関の決定及び通知

平成21年11月2日から同月11日までの間に、実施機関は、請求対象1に該当する行政文書としては、「不適正経理に関する全庁調査のために業者から提供された得意先元帳（預け金，一括払い，差替えに係るもの）」（以下単に「得意先元帳」という。）及び「不適正経理に関する調査において使用した突合表（預け金，一括払い，差替えに係るもの）」（以下単に「突合表」という。）を特定した上で、得意先元帳については、県の調査に協力するため、県の要請を受けて、内容を公表しないとの条件で任意に提供されたものであり、当該調査に強制力がないことから、この条件を付することが合理的であると認められるため、条例第7条第3号イに、そして、県の行う調査に係る情報であって、開示することにより、当該調査の性質上、当該調査の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるため、同条第6号にも該当するとして、不開示とする決定を、また、突合表につ

いては、県の調査に協力するため、県の要請を受けて、内容を公表しないとの条件で任意に情報を提供した事業者名であり、当該調査に強制力がな
いことから、この条件を付することが合理的であると認められるため、同
条第3号イに、そして、県の行う調査に係る情報であって、開示する
ことにより、当該調査の性質上、当該調査の適正な遂行に支障を生じるお
それがあるため、同条第6号にも該当するとして、債権者としての事業者
の名称（以下「債権者名」という。）の部分を開示とする部分開示決定
をそれぞれ行い、異議申立人に通知した。

次に、平成21年12月9日及び同月10日、実施機関は、請求対象2
に該当する行政文書については、そのひとつとして、「不適正経理に関す
る会計事務担当者聞き取り調査結果報告書」（以下単に「聞き取り調査結
果報告書」という。）を特定した上で、県の行う調査に関する情報であっ
て、当該調査の性質上開示することにより、今後の同様な調査の適正な遂
行に支障を生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するとして、
不開示とする決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成22年1月20日、異議申立人は、得意先元帳については、水戸土
木事務所において保有するもの（以下「本件得意先元帳」という。）を、
突合表及び聞き取り調査結果報告書については、土木部監理課において保
有するものをそれぞれ指定した上で、当該行政文書に対する不開示又は部
分開示の各決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めて、行政不
服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関
に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張している
ところは、おおむね次のとおりである。

(1) 得意先元帳及び突合表における債権者名について

ア 不正形態の①から⑦までの預け金等の会計処理は、県財務規則や地
方自治法等に違反した行為である。県職員にも責任があるのは当然で
あるが、不適正な経理処理（以下「不適正経理」という。）に協力し

た事業者もそれなりに責任があるはずで、とりわけ公金を扱う事業者はモラルを徹底してもらわないと納税者として納得がいかない。

イ 不正経理を行った県職員に対し、債権者である事業者は協力したのだから、共同責任は免れない。県は県財務規則違反、事業者は税法上等の問題がある。県行政監察室が実施した調査で、得意先元帳を提供した事業者はごく一部と聞く。本来なら、不正経理態様に該当する事業者すべてが、得意先元帳の開示協力をするのが、公金を取り扱う事業者の責務として当然のことではないか。県の不正経理に協力した事業者が、何も処分がなされないことは、県側が故意に不正に協力した事業者を隠蔽したことになる。県が事業者の得意先元帳を調査したのは、あくまでも不正経理処理に関与した事業者だけを調査したはずである。だとしたら、事業者は、それなりの社会的制裁を受けるのは当然ではないか。

ウ 平成18年7月に岐阜県では裏金問題が発覚しており、当該問題を受けてとのことだと思うが、実施機関は、同年8月の記者会見において、裏金的なものはあるとは思わない旨答えている。また、実施機関は、平成19年県議会第3回定例会において、裏金は存在しない旨答弁している。しかし、平成21年の会計検査院、行政監察室、監査委員事務局からの不適正経理に関する調査報告の公表がされたということは、実施機関はこれまで県民にうそをついてきたことになる。実施機関が、平成18年当時に不正経理がないかどうかをきちんと調査していたなら、もっと早く問題解決につながっただろうし、公金の被害額が今より少なく済んでいたのではないか。

不正経理では、刑法や地方自治法違反が疑われるわけだが、公務員は法令順守が大前提ではないのか。また、七つの不正経理の態様のほかに、県財務規則違反や税法上の問題が散見される。これらのことから、単に県職員が「返金」すればよい、又は、甘い処分で不正裏金事件を終えようとしている様は、あまりにも問題意識が欠落していると言わざるを得ない。不正に関与した事業者名を不開示にするということは、官の犯罪の事実を組織的に隠蔽し、県民の公共の福祉よりも官の組織と特定の民間事業者の利益を優先するということになり、県民の信頼をますます損ねることになると考える。

エ 実施機関からの意見書には、借り受けた得意先元帳を公にしない旨

の条件を明示した上で、県は事業者から任意で得意先元帳の提供を受けたと記載されているが、異議申立人も同様に不適正経理の調査を実施しているのであり、調査の主体は違っていても同じテーマで調査していることから、調査以外うんぬんは当たらない。

また、「茨城県との取引関係資料（得意先元帳など）の借受けについて（依頼）」の通知文には、「公にしない」という文言がどこにも明記されてはいない。したがって、県が言うところの公にしないという条件で得意先元帳を借り受けたという主張は当たらない。

実施機関からの意見書では、会社法（平成17年法律第86号）第433条第1項及び第2項を引用しているが、県民は、県との取引事業者の株主ではない。しかも、不適正経理に関与していた事業者の中には株式会社という形態をとっていない小規模事業者もあるはずである。そのような現状において、会社法を引用するのはいかなるものか。同じく意見書に、「この権利は、総株主の議決権の百分の三以上の議決権を有する株主等の一定の行使要件を満たした株主のみが行使できるとされていることや、会社帳簿の閲覧が請求された場合でも会社法第433条第2項各号に規定する請求に該当する場合には、閲覧の請求を会社が拒否できることとなっている。このことから得意先元帳は、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものに該当するため、その提供時に公にしないとの条件を付することは合理的であると解することができる。」と記載されているが、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書を見せていただきたいと主張しており、事業者の帳簿の原本を見せていただきたいと主張しているのではない。

そもそも公表しない前提という条件を付けること自体に問題がある。県の「茨城県物品調達等登録業者指名停止基準」別表（第2条関係）によると、「1 虚偽記載」・「8 不適正経理への関与」に該当する場合は、「第9条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行った当該有資格業者について、公表するものとする。」としている。まさしくここで言うところの虚偽記載であり、不適正経理である。しかも当該基準は平成19年4月1日から施行するとある。行政監察室の調査の実施は平成19年11月頃前後、監査委員事務局の調査の実施は平成20年末から翌年5月頃までと聞いている。いずれの調査も当該基準の施行日以降に行っているわけなので、最初から公表しない条件を付けることは合理的ではなく、当該基準に反する行為である。

したがって、虚偽記載や不適正経理を行った事業者名の隠匿には到

底納得ができず、実施機関の主張する条例第7条第3号イ及び第6号に該当するという主張にはそごがあり、開示すべきものと主張する。

(2) 聞き取り調査結果報告書について

ア 聞き取り調査結果報告書を不開示とすることは、公開することにより、県にとって不都合な問題を隠蔽したいのだろうと推測する。それではかえって逆効果であり、到底県民の信頼を取り戻すことはできないであろう。

イ 実施機関は、聞き取り調査結果報告書が開示された場合、個々の具体的関与の有無、予算制度の問題点等についての検討がないまま、職員に対する非難や問責へと発展するおそれが高い旨主張するが、当該結果報告書に明記している職員名まで公表してほしいと要求してはいない。その部分を除き、開示してほしいと言っているのであるから、個々の具体的うんぬんは当たらない。予算制度の問題点等の検討は、ここで言う不開示情報とは直接関係のないことである。

ウ 七つの不正経理の態様のほかに、県財務規則違反や税法上の問題が散見される。これらのことから、単に県職員が「返金」すればよい、又は、甘い処分ですべて不正裏金事件を終えようとしている様は、あまりにも問題意識が欠落していると言わざるを得ない。聞き取り調査結果報告書を不開示にするということは、官の犯罪の事実を組織的に隠蔽し、県民の公共の福祉よりも官の組織と特定の民間事業者の利益を優先するということになり、県民の信頼をますます損ねることになると考える。

エ 虚偽記載や不適正経理を行った事業者の特定のベースとなった聞き取り調査結果報告書の不開示は到底納得ができず、実施機関の主張する条例第7条第6号に該当するという主張にはそごがあり、開示すべきものと主張する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書及び諮問庁補足意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 得意先元帳及び突合表における債権者名について

(1) 補助金を執行する茨城県が適正な会計処理をしていることについて、

県自ら証明する責務があり、そのための確認資料として、県と取引のあった事業者に対して、得意先元帳等の提供を任意でお願いした。

また、事業者に対しては、調査結果により今後の取引に何ら影響が及ぶものでないことを伝え、協力を得たものであるため、開示することにより信頼関係を損なうおそれがある。

さらに、債権者名を開示することにより、不適正経理への関与を疑われ、債権者の名誉、信用及び社会的評価について利益が害されるおそれがある。

(2) 突合表とは、会計処理の事実関係を明らかにすることを目的として、事業者から任意で提供された得意先元帳等の納入品名、納品日等と県支出証拠書の支払日、契約内容、検査日等を突合する調査（以下「突合調査」という。）の過程において作成されたものであり、突合調査を実施した結果、不適正経理を行った事実が確認された部分を一覧表にしたものである。

また、得意先元帳とは、事業者が作成している会計帳簿の一部であり、納入品名、納品日、金額等が記載されているものである。この得意先元帳は、突合調査を実施する目的で、県が事業者に対して任意で提出を求め、その求めに応じて提供されたものである。

この突合調査は、県が行った会計処理が適切なものであったかを県自らが検証するために必要不可欠な調査であり、この調査の円滑な遂行のためには事業者の協力が必須である。

このため、県では、事業者に対して、「茨城県との取引関係資料（得意先元帳など）の借受けについて（依頼）」と題した文書を送付して、得意先元帳の提出を要請し協力を求めた。

そして、事業者に対して送付した上記の依頼文書で「・・・借受けについて特段のご配慮をお願い申し上げます。なお、借受けました取引関係資料（得意先元帳など）につきましては、今回の調査以外には使用しません」という借り受けた得意先元帳を公にしない旨の条件を明示した上で、県は事業者から任意で得意先元帳の提供を受けた。

また、会社法には株式会社が作成する会計帳簿（得意先元帳は会計帳簿のひとつ）などの閲覧又は謄写を請求できるとする会計帳簿の閲覧等の請求が規定されている（同法第433条第1項）。しかし、この権利は、総株主の議決権の百分の三以上の議決権を有する株主等の一定の行使要件を満たした株主のみが行使できるとされていることや、会計帳簿の閲覧が請求された場合でも会社法第433条第2項各号に規定する請

求に該当する場合には、閲覧の請求を会社が拒否できることとなっている。このことから得意先元帳は、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものに該当するため、その提供時に公にしないとの条件を付することは合理的であると解することができる。

さらに、調査の的確な実施のため公表しない前提で提供を受けた得意先元帳を開示した場合、将来において、公務関係の調査で事業者の協力を必要とした場合に円滑な協力が得られず、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、突合表における債権者名及び得意先元帳は、条例第7条第3号イ及び第6号に該当し、不開示とした。

なお、今回の調査において得意先元帳を借り受けるに当たっては、県と取引のある事業者に依頼したものであり、不適正経理に関与した事業者だけに限定したものではない。

- (3) 異議申立人の刑法違反、地方自治法違反などの犯罪行為が疑われるほか、県財務規則違反や税法上の問題が散見されるが、県は問題意識が欠落しており、職員からの返金等の甘い処分で不正裏金事件を終息させようとしているといった主張は、不開示決定等の理由とは関係のないものである。

また、不開示情報は、開示することの利益と開示することにより損なわれてはならない個人又は法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益との調整を図って定められるもので、突合表における債権者名及び得意先元帳は条例第7条第3号イ及び第6号に該当する不開示情報である。

- (4) 県は借受け依頼文書において、「なお、借受けました取引関係資料（得意先元帳など）につきましては、今回の調査以外には使用しませんので、念のため申し添えます。」と記載している。確かに異議申立人の主張するように文面上は公表しないという条件を記載していないが、「今回の調査以外には使用しません」という表現は、今回の調査以外の事務事業等に使用しないということを明示したものであり、その表現には当然に公にしないことが含まれている。そのため、単に文面上に公にしないことが記載されていないということのみをもって、公にしないという条件で得意先元帳を借り受けたという県の主張は当たらないという異議申立人の主張は失当である。

会社法では株式会社が作成する会計帳簿等の閲覧又は謄写を請求でき

るとする旨が規定されている。しかし、その権利は利害関係人である株主のうち「総株主の議決権の百分の三以上の議決権を有する株主」に限定して認められているものであり、広く一般に認められている権利ではない。そのため得意先元帳は、公にすることを前提としている文書ではないと言えることができる。

よって、県は不適正経理に関与した事業者を含めた調査対象事業者から公にしないという条件を付して得意先元帳を借り受けた。

異議申立人は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書の開示を求めているのであって、事業者の帳簿の原本を見せていただきたいと主張しているのではない旨主張している。しかし、得意先元帳は、正に調査対象事業者が保管している原本と同内容の写しであり、会社法にあるとおり広く公にすることを前提としていない情報である。

指名停止基準は、一般競争入札及び指名競争入札における公平性の確保や不正行為の防止の観点から策定されたものであり、その別表において、「1 虚偽記載」とは、一般競争入札や指名競争入札において競争入札参加資格審査申請書等の入札前の提出資料に虚偽の記載をした場合を指している。しかし、今回の不適正経理の問題となった取引は随意契約によるものであり、入札前の提出資料に虚偽の記載を行ったわけではないことから、指名停止基準別表の「1 虚偽記載」に該当するものではないと判断できる。

また、今回の不適正経理を受け、新たに「8 不適正経理への関与」という項目が別表に追加されたが、当該項目の適用年月日は、平成21年12月2日である。さらに、付則にも、「措置の原因となる事実又は行為が平成21年12月1日以前に発生したものについては、従前の例による。」とあることから、今回の調査対象となった平成14年度から平成19年度までの契約行為については、「8 不適正経理への関与」という項目には該当しない。

2 聞き取り調査結果報告書について

- (1) 聞き取り調査結果報告書が開示された場合、個々の具体的関与の有無、予算制度の問題点等についての検討がないまま、職員に対する非難や問責へと発展するおそれが高い。

また、将来において、職員の自主的な申告を必要とする調査が実施された場合、自己に不利益な事実が将来開示されるとの意識の下での申告となり、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

(2) 聞き取り調査結果報告書とは、平成14年度から平成19年度までに会計事務を担当した各所属の経理事務担当者（以下「調査対象職員」という。）に対し、不適正経理の有無について、書面及び面談等による聞き取り調査を実施した結果が記録されているものである。

この聞き取り調査は、具体的には聞き取りを行う者（本庁各課においては課長補佐（総括）、出先機関においては次長又は次長相当職）が調査対象職員のヒアリングを実施し、自らに不利益になる事実、すなわち不適正経理の関与等について自主的に申告してもらう形で実施されたものである。

この聞き取り調査の目的は、不適正経理への関わりや態様、相手の事業者、誰からの指示か、といった不適正経理の実態を把握することであり、この目的を十分に達成するためには調査対象職員が、自ら知見した事実をありのままに述べることが求められる。しかし、仮にこの調査によって得られた情報が公開されることを想定した場合、調査対象職員がそのことを意識しありのままに述べることを避けるおそれがあり、この調査そのものが円滑かつ効果的に実施できなくなるおそれがある。このため、この調査の目的を十分に達成するためには、不開示を前提として実施することが必要不可欠であり、また合理的である。

また、この聞き取り調査によって得られた情報の取扱いに当たっては、職員個人や事業者の個々の名誉、信用及び社会的評価への影響など慎重な配慮が要求される。仮に聞き取り調査結果報告書が開示されることになれば、公表しないことを前提に自らの不利益な事実を申告した多数の職員との間の信頼関係を損なうばかりか、将来において、職員の自主的な申告を必要とする公務関係の調査が実施された場合、調査自体には協力するとしても、自己に不利益な事実が将来開示されるとの意識の下で申告することになり、正確な事実の把握や発見を困難にするおそれがある。（平成13年10月10日仙台高裁判決）

よって、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したことから、聞き取り調査結果報告書は、条例第7条第6号に該当し、不開示とした。

なお、個人名等を不開示として部分開示した場合でも、職員録等により容易に個人名が特定される可能性が高いことから、記載されている具体的内容によって職員相互の信頼関係を損ない、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したことから、不開示決定をしたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 不適正経理に関する調査について

平成20年10月下旬、会計検査院が、県に対して、農林水産省及び国土交通省の国庫補助事業に係る事務費の実地検査を実施し、不適正経理が行われていたことが明らかになったことから、県においても、不適正経理の実態を把握するため、同院の指摘内容を踏まえ、同年11月から、平成14年度から平成19年度までの6年間について、各所属の経理事務担当者への聞き取り調査や突合調査などの不適正経理に関する全庁的な実態調査（以下「本件調査」という。）を実施したことが認められる。

2 本件処分の対象行政文書について

(1) 得意先元帳

実施機関の説明によると、得意先元帳の取得については、実施機関が本件調査を実施するに当たって、得意先元帳の提供方について、各事業者の協力を求めるため、県と取引のある事業者に対して、「茨城県との取引関係資料（得意先元帳など）の借受けについて（依頼）」と題する文書（以下「依頼文書」という。）を送付した上で、各事業者から得意先元帳の原本を借り受け、又は、その写しの提供を受けたとのことである。依頼文書には、今回の調査以外には使用しない旨の記載があることが認められる。

次に、当審査会において、本件得意先元帳を見分したところによると、各元帳はそれぞれ独自の書式により作成されており、県との取引内容の記載があるほか、各事業者の名称については記載があるものとなないものが見受けられる。

(2) 突合表

突合表は、会計処理の事実関係を明らかにすることを目的に、県が、県の保有する支出証拠書と得意先元帳を基に作成したものであり、突合調査を実施した結果、年度ごとに、当該支出証拠書に記載の納入された品目の内容と得意先元帳に記載の納入された品目の内容が一致しないとして、不適正経理を行った事実が確認された部分を一覧表にしたものである。そこには、不適正経理を行った所属名、消耗品を購入するなどした際の支出証拠書に記載されている伝票番号、会計項目、事業名及び支出額、債権者名、品名、金額、検査年月日、支払日等並びに不適正経理により購入したことが確認された消耗品等の納品日、品名、金額及び入

金日並びに不適正経理の分類が記録されていることが認められる。

(3) 聞き取り調査結果報告書

聞き取り調査結果報告書は、実施機関が、調査対象職員に対し、不適正経理の有無について、書面及び面談等による聞き取り調査を実施した結果を記載したものである。そこには、調査対象職員の供述内容のほか、聞き取り調査を実施した実施機関の職員の所属・職氏名、調査日、調査対象職員の現所属・職氏名及び担当当時の所属・職名が記録されていることが認められる。

3 本件処分に係る具体的な判断

(1) 本件得意先元帳について

実施機関は、本件得意先元帳について、条例第7条第3号イ及び第6号に該当するとして不開示としているので、以下順次検討する。

ア 第3号イ該当性について

本件得意先元帳は、上記2(1)で述べたとおり、各事業者が実施機関からの依頼文書による非公開条件の申出を受け入れる形で任意に提供したものと認められることから、本号イ前段の「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当すると認められる。

次に、当該条件を付することの合理性について検討する。

本件得意先元帳は、事業者の名称が記載されていないものであっても、書式その他記載の形態等により事業者別に区分することは可能であり、そして、区分された各元帳に係る事業者は県における調達先の地域性等から特定される可能性があるとして認められる。そうすると、不適正経理に関わった事業者についていまだ一般には知られていない当時の状況下においては、本件得意先元帳の実施機関への提供に関わる情報が公になれば、それだけで当該事業者が不適正経理に関わりがあることが疑われ、そして、その後の調査の結果、関与の事実が確認されることになれば、不適正経理の内容、関与の態様等にかかわらず、当該事業者の名誉、信用、社会的評価等が損なわれるおそれがあることから、本件得意先元帳は、非公開を前提としなければ他人には提供されないのが業界の通例であると認められる。

本件得意先元帳に係る情報のこのような性質、当時の状況等に照らし、本件得意先元帳の提供者が非公開の条件を付することには合理性があり、また、実施機関が提供を受ける情報のこのような性質、当時

の状況等に配慮し、あらかじめ非公開の条件を申し出たことは合理的であると認められる。

したがって、本件得意先元帳は、本号イに該当すると判断する。

イ 第6号該当性について

実施機関が、非公開を条件に任意に提供を受けた情報を当該条件に違反して開示することとした場合には、これを提供した者の非公開に対する期待と信頼を裏切り、その結果、提供者との間の信頼関係を損なうのみならず、将来同種の調査を実施する場合において、実態把握のため必要不可欠な情報を関係者から任意に提供を受けようとするときに、提供した情報が公開されることを危惧する者から必要な協力が得られなくなり、調査の実施に必要な情報を収集することが困難になることも予想される。

そうすると、本件得意先元帳を開示することは、将来同種の調査を実施する場合に、実態把握を困難にし、事実関係を明らかにして向後の対策を講ずるという当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件得意先元帳は、本号に該当すると判断する。

(2) 突合表における債権者名について

実施機関は、突合表における債権者名の部分について、条例第7条第3号イ及び第6号に該当するとして不開示としているので、以下順次検討する。

突合表は、県の保有する支出証拠書と非公開の条件付きで任意に提供を受けた得意先元帳を基に作成されているので、債権者名の部分を開示することは得意先元帳を実施機関に提供した事業者の名称を開示することになることから、債権者名の部分については、上記(1)におけるのと同じ理由により、やはり条例第7条第3号イ及び第6号に該当すると判断する。

(3) 聞き取り調査結果報告書について

実施機関は、聞き取り調査結果報告書について、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているが、異議申立人は、聞き取り調査結果報告書に記載されている職員名まで公表してほしいと要求しておらず、当該部分を除き開示してほしい旨主張しているので、当該部分を除いて、同号該当性を検討する。

聞き取り調査結果報告書に記録されている供述内容は、不適正経理の実態把握という調査の性格上、自己のほか、取引先や当時の上司、同僚等の関係者の名誉、信用、社会的評価等に関わる事項に及ぶことが想定されることから、公開を前提とした場合には、供述者の氏名その他個人識別情報が記録されている部分を除いたとしても、当時の県の職員録や供述内容等から供述者が特定され、その供述内容が広く一般に又はこれら一定の関係者に知られてしまうことになるのを危惧して、供述を拒んだり、十分な供述を控えたりする者が出てくるなど関係職員の協力が得られなくなることが予想される。

そうすると、供述内容を開示することは、将来同種の調査を実施する場合において、当該調査に必要不可欠な情報を関係職員から任意に提供を受けようとするときに、提供した情報が公開されることを危惧する者から必要な協力が得られなくなるおそれがあり、その結果、実態把握を困難にし、事実関係を明らかにして向後の対策を講ずるという当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、聞き取り調査結果報告書は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、開示請求に係る行政文書の開示・不開示の判断には関係がないものと判断する。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
平成22年	2月	26日	諮問	受理
平成22年	3月	18日	諮問庁意見書	受理
平成22年	4月	28日	異議申立人意見書	受理
平成22年	6月	30日	諮問庁補足意見書	受理
平成22年	8月	19日	異議申立人補足意見書	受理
平成22年	10月	8日	諮問庁補足意見書(2)	受理
平成22年	11月	25日	異議申立人補足意見書(2)	受理
平成22年	12月	28日	諮問庁補足意見書(3)	受理
平成24年	1月	13日	審査(平成23年度第7回審査会第一部会)	
平成24年	2月	23日	審査(平成23年度第8回審査会第一部会)	
平成24年	3月	28日	審査(平成23年度第9回審査会第一部会)	